

公 示

第五管区海上保安本部長公示第19号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年2月26日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 高知県幡多土木事務所宿毛事務所
 - (2) 住 所 高知県宿毛市5342番7号

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 宿毛湾港（別添付図のとおり）
 - (2) 期 間 令和2年3月16日から
令和2年4月28日までの内2日間

- 3 水路測量の実施方法
トータルステーションによる測位及び標尺又は測鉛による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚。

付図



測量区域